

別紙

學覽 一〇

一、平均賃銀二円二十銭に支給スルコト

二、元ノ内容より退職手当制度ヲ制定ス

第一、年自八日給、五月自分第一、年自八日給、三月自分

但、勤務年月未滿、場合ハ規定額ノ半額トシ、七月以六一、キトニテ取扱フコト

三、一時向ニソキ三割ノ就業手当ヲ支給スルコト

此年二回ノ賞與、異例ヲ修給スルコト

五、臨時休業ノ場合ハ三割ノ支給スルコト

六、定休日臨時休業ノ場合ハ三割ノ臨時休業手当ヲ支給スルコト

七、建屋修築費等ノ支給スルコト

八、四大節ヲ公休トシ、日給全額ニ支給スルコト

九、食堂脱衣場其他衛生設備ヲ完備スルコト

十、グレンノ改造其他災害予防装置等ヲ完備スルコト

土解雇者ノ待遇改善スルコト

右條件ヲ承認スルコトヲ以テ、片商ニ解決候也

昭和六年三月十五日

従業員代表

工場主

佐久間 兎
木内 兎
黒川 健 哉

労務第一一〇六号

昭和六年三月廿六日

協調会調停

警視總監 丸山 鶴 吉

6. 3. 28
2295

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官 殿
大阪神奈川各府縣知事 殿

發生三、一三 解決四、二
使用労働者一〇四
爭議参加者一〇四
関係労働組合金三三労働
労働組合金三三労働

○ 牟田鑄工所職工ノ労働争議ニ関スル件

「関東労働者組合、関東金属産業労働組合」第一報

要旨

一、本月十三日退職手当制度制定ノ準備書ヲ提出シ、受テ本月十七日行通改善ニ因リ、要旨

二、本月十八日工場内食堂ニ本部ヲ設ケ、就業状態ニ移ル

三、本月廿日労働団體ハ会社ニ押附ケ不従ノ行動ヲ行フ所慮者ニテ、十名檢束ス

四、本月一日労働團ハ本部ヲ大崎町下大崎四一三番地空家ニ移シ、要旨事項ヲ列載スル